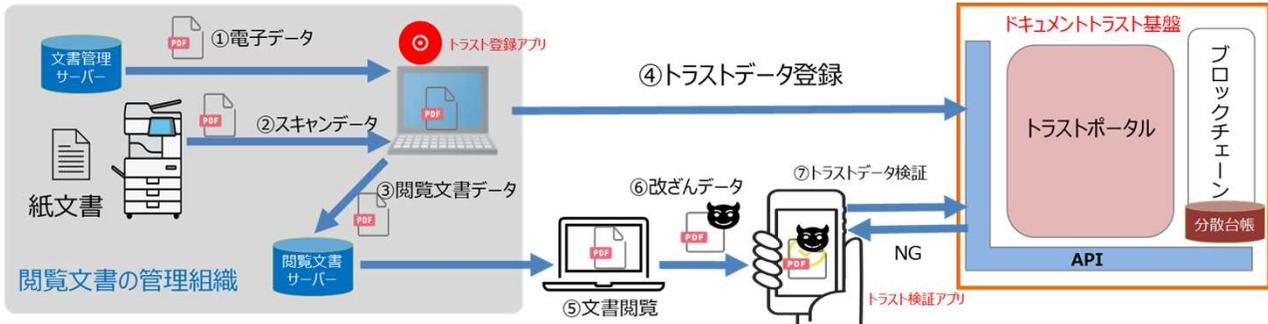


# 【類型13一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会】技術実証 中間報告サマリー

<b>対象業務（法令）</b>	公害紛争の処理手続等に関する規則第64条第1項等に基づく記録の閲覧 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第39条第2項に基づく調書の閲覧
<b>実証の内容</b>	任意の情報デバイスからインターネットを利用して、閲覧申請者に対してのみ閲覧申請部分を閲覧させる際、閲覧申請者がデジタル化された文書を何らかの手段で取得し、複写・改ざんしたことが判定できることを検証する。
<b>実証の方針</b>	<p>                     公的機関の閲覧室等で行われる文書閲覧について、オンラインでの閲覧申請者本人のみに情報を提供するモデルを構築し、監視立会人不要とし、利便性向上を目指す必要がある。しかし、デバイス上での閲覧では、AI技術等で文書をデータ化して情報が改ざんされ、流用されるリスクがある。情報改ざんすること自体を完全に防ぐのは難しいため、電子化された閲覧文書の改ざんの有無を判定できる以下の実証システムの有用性を実証する。                 </p> <p>                     【実証システム】                 </p>  <p>                     【実証の全体像】                 </p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①電子データ/②スキャンデータを③閲覧文書データとして閲覧文書サーバーに登録する。</li> <li>③閲覧文書データのIDを専用のアプリ（トラスト登録アプリ）で生成し、ブロックチェーンを活用したドキュメントトラスト基盤（文書データのトラストを担保するシステム基盤）に生成したIDや閲覧文書の管理組織名を含む④トラストデータ登録を行う。</li> <li>オンライン環境でパソコン等による⑤文書閲覧を行い、パソコンに表示された情報を改ざんして、⑥改ざんデータを生成する。</li> <li>生成した⑥改ざんデータの⑦トラストデータ検証は、専用のアプリ（トラスト検証アプリ）で改ざんデータのIDを生成して、ドキュメントトラスト基盤に問い合わせる。</li> <li>⑥改ざんデータのIDは、④トラストデータ登録した③閲覧文書データのIDとは異なるため、改ざん有無の判定が可能となる。</li> </ol>

# 【類型13一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会】技術実証 中間報告サマリー

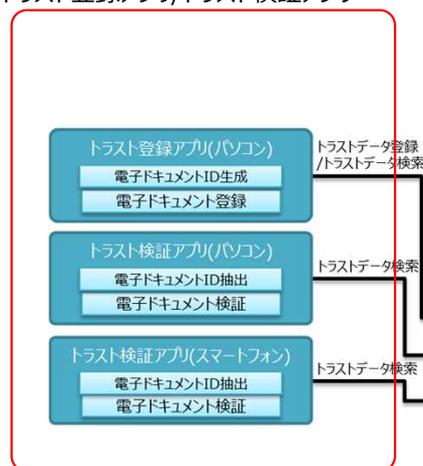
※2023年12月13日時点

## 実証の 進捗状況

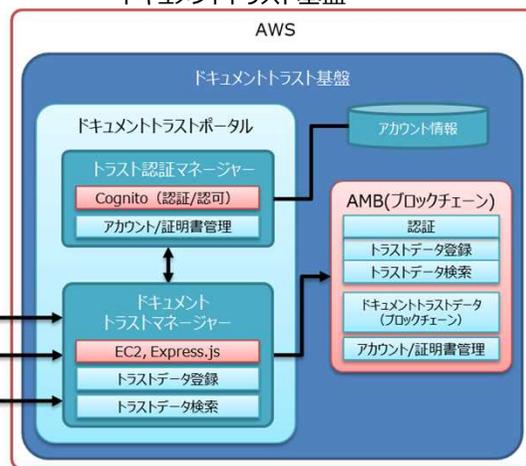
本実証の全体的なシステムを構成する要素は以下のとおりで、技術開発は全ての開発項目において予定通り進捗している。

- ドキュメントトラスト基盤  
(文書のトラストデータ (IDや属性情報) を管理するシステム)  
先行開発でAWSに実装が完了し、基盤単体テストを実施中である。現時点で不具合などの問題は発生していない。
- トラスト登録アプリ/トラスト検証アプリ  
(トラスト登録アプリ: 閲覧文書 (電子データ/スキャンデータ) のトラストデータを登録するアプリ)  
(トラスト検証アプリ: 閲覧文書 (電子データ/スキャンデータ) の真正性を検証するアプリ)  
仕様書作成、環境構築を完了し、アプリの開発を進めている。

トラスト登録アプリ/トラスト検証アプリ



ドキュメントトラスト基盤



トラスト検証アプリ画面 (開発中)



## 今後の スケジュール

- ドキュメントトラスト基盤の単体テストを完了する。(12月中旬)
- トラスト登録アプリ/トラスト検証アプリ制作を継続し、アプリ単体テストを完了する。(12月中旬)
- アプリの制作完了後にドキュメントトラスト基盤とのシステム結合テストを実施する。(12月中旬～1月中旬)
- 作業手順書を作成し、開発したシステムによって文書の改ざんの有無が判定できることを検証し、オンラインでの記録や調書の閲覧の実現に資するかを評価する。(1月中旬～2月上旬)